

令和8年9月通常会議
議案第120号

大津市景観法施行条例の一部を改正する 条例の制定について

令和8年9月18日
都市計画部 都市計画課

1 改正の経緯

◆景観法の改正

景観法の改正が含まれた「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）」が公布されたため、関連する条例の改正を行うもの

令和8年5月27日公布

➡ 法改正により、繰下げが生じた項及び号を引用している
大津市景観法施行条例について、所要の整理を行う

2 改正の概要

◆条例の改正内容 大津市景観法施行条例第7条・第10条

➡ 項及び号ずれの整理を行う

◆施行日 条例の公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行日（公布日から6か月以内）のいずれか遅い日

大津市景観法施行条例の一部を改正する 条例の制定について

3 改正条文の新旧対照表

法令	改正前	改正後
景観法	第16条第7項 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。 1～3(略) 4 景観計画第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為 5～10(略) 11 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為	第16条第8項 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。 1～3(略) 4 第46条の2第4項の認可を受けた同条第1項に規定する再生協定に基づき行う行為 5 景観計画第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為 6～11(略) 12 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為
大津市景観法施行条例	第7条 法第16条第2項の規定により条例で定める変更の届出を必要とする事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。	第7条 法第16条第2項の規定により条例で定める変更の届出を必要とする事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第8項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 第10条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。